教 改 第 645 号
令和８年 11 月 10 日

保護者の皆様へ

茨城県教育委員会教育長
（ 公 印 省 略 ）

学校と保護者等との良好な関係づくりへのご協力について（お願い）

日頃より、本県の教育活動へのご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。
県立学校では、保護者や地域の皆様と協力しながら、子どもたちの成長を支えていくこととしており、皆様からのご意見やご相談に対し、真摯かつ丁寧な対応に努めているところです。
さて、令和８年 10 月１日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、カスハラ防止指針に基づき、教育委員会には、カスタマー・ハラスメントから教職員を保護するための措置を講じることが義務付けられました。
つきましては、下記のとおり、「県立学校における対応方針」や「保護者の皆様へのお願い」を整理しましたので、添付のチラシ（県教育委員会作成、文部科学省作成）と併せてご確認いただきたいと存じます。
今後も、学校との良好な関係づくりに、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

１　県立学校における対応方針（不当なハラスメント行為（過剰な要求等）への対応）

以下のような行為が見られる場合は、学校として毅然とした対応をとらせていただきます。

- 暴言・威圧・人格を否定するような言動
- 長時間の拘束・繰り返しの不当な要求
- 過度な謝罪・不相当な対応の強要
- SNS やインターネット上での誹謗中傷、写真等の無断掲載、プライバシー侵害

※　正当なご意見・ご相談や、障害者差別解消法に基づく配慮の申し出等を妨げるものではありません。

※　悪質な内容によっては対応を中断・打ち切り、警察への通報や法的措置をとる場合があります。

２　保護者の皆様へのお願い（ご連絡・ご相談について）

（１）連絡手段

学校への連絡は、原則として公用電話や代表メール等へお願いいたします。

（２）電話での応対

原則として勤務時間内とし、15～30 分程度を目安とさせていただきます。また、内容を正確に記録するため、必要に応じて録音をさせていただく場合があります。

（３）ご来校・面談

事前の予約をお願いしております。時間は原則 30 分以内とし、原則２名以上の教職員で対応させていただきます。

【問い合わせ先】
茨城県教育庁学校教育部教育改革課
人事制度改革担当
TEL　029-301-5399

県立学校保護者・地域住民の皆様へ

令和8年 11月

学校と保護者・地域の皆様は、子どもたち一人一人の成長を支える大切なパートナーです。

子どもたちが安心できる学校づくりのため、お互いを尊重し合うより良い関係構築へのご協力をお願いいたします。

学校に対する以下の行為はお控えください

 暴言・威圧・人格否定	・ 怒鳴り声 ・ 侮辱的な言動 ・ 脅迫的な発言　など
 長時間の拘束・繰り返しの要求	・ 繰り返しの電話問合せ ・ 長時間の電話や居座り ・ 職員に長時間の対応を強いるもの など
 過度な謝罪・対応の強要	・ 土下座の強要 ・ 特別扱いの要求など対応を困難にするもの　など
 SNS等での誹謗中傷	・ 無断での撮影・録音 ・ SNSやネット上への画像・個人情報の投稿、中傷　など

学校と保護者等との良好な関係づくりのためのお願い

○ 冷静かつ相互に尊重し合う丁寧なコミュニケーションにご協力をお願いします。

○ ご連絡・ご相談の際は、以下の時間・方法へのご理解をお願いします。

・ 電話応対：原則勤務時間内（15～30分程度を目安）

・ ご来校・面談：事前予約制（原則30分以内・2名以上で対応）

※正当なご相談や、障害者差別解消法に基づく配慮の申し出等を妨げるものではありません。

※場合によっては、警察への通報や法的措置を講じることがあります。

学校への相談について



・「学校で起きていることが見えにくい」「子どもの教育について確認したいことがある」など、ご不安やご質問がある場合は学校へご相談ください。

・ 学校のみで解決が困難な課題に対しては、教育委員会や専門家が学校をバックアップし、組織として対応・支援してまいります。

お互いを尊重し、安心できる学校づくりへご協力をお願いします。

茨城県教育委員会